

城西大学・城西短期大学における府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への研究者登録の基準について

各府省等が所管する競争的資金を中心とした公募型の研究費制度に申請するためには、所属する機関で府省共通研究開発管理システム（以下、e-Rad）への登録を行い、研究者登録を行う必要があります。e-Rad へ登録するためには、本学の定める基準を満たす必要があります。本学を主たる研究機関として研究者登録ができる者の基準については、以下の通りに定めています。

1. e-Rad に本学を主たる研究機関として研究者登録することができる者

以下のいずれかに該当する者とします。

- ① 本学の専任教員で、職務に研究活動を行うことが含まれている者（任期の有無は問わない。）
- ② 本学の身分で、職務に本学で研究活動を行うことが含まれている者（常勤・非常勤は問わない）のうち、登録を希望する者（例：客員教授、客員研究員等）
- ③ 本学の設置するセンター組織に所属する者のうち、登録を希望する者
- ④ 日本学術振興会特別研究員（PD・RPD・CPD）に本学を受入研究機関として採用された者のうち、登録を希望する者

※名誉称号を授与された方（例：名誉教授）は対象とはしない。

2. 登録申請

- (1) 本学の専任教員は、研究者登録の有無を学長室学務課へ連絡する。研究者登録がない場合は、学長室学務課が e-Rad に研究者登録を行う。
- (2) 本学の専任教員以外の者で、研究者登録を希望する者は、学長室学務課に申請を行う。申請後、学長室学務課が e-Rad に研究者登録を行う。